

多賀城市こども計画 (素案)

令和8年7月

目 次

第1部	計画策定にあたって	1
第1章	計画の概要	2
第2章	こども・若者を取り巻く環境	4
1	関連法令の動向	4
2	国・県のこども政策の方向性	7
3	多賀城市のこども・若者の状況	8
第3章	こども・若者、子育て当事者等の意見聴取	17
1	意見聴取の概要	17
2	こども・若者調査の結果概要	18
3	保護者調査	21
4	子どもの生活実態調査	23
5	関係団体等アンケート調査	26
6	こども・若者ワークショップ	27
第4章	課題の整理（現時点での整理）	28
第5章	計画の基本的な考え方	31
1	基本理念	31
2	基本的な視点	32
第2部	計画で推進する施策と内容	33
基本目標1	こども・若者の健やかな成長と自立を支える	36
1-1	こども・若者の心身の健康づくり	36

第3部 資料編

第1部

計画策定にあたって

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村は、こども大綱および都道府県こども計画を勘案し、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めること（努力義務）とするとされました。

本市では、令和2年度に「第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」および「多賀城市子どもの貧困対策計画」を一体とする「たがじょうすくっぴープラン2」策定しました。

こども・子育て家庭を取り巻く環境及び地域における支援ニーズの変化を踏まえつつ、「たがじょうすくっぴープラン2」を見直すとともに、若者に関する施策を加え、「（仮称）多賀城市こども計画」（以下、本計画という。）として新たに策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、以下の根拠法に基づく市町村計画に位置づけます。

- ・こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」

なお、令和6年度に策定した「第3期多賀城市子ども・子育て支援事業計画」は、本計画の下位計画として位置づけます。

(3) 計画期間

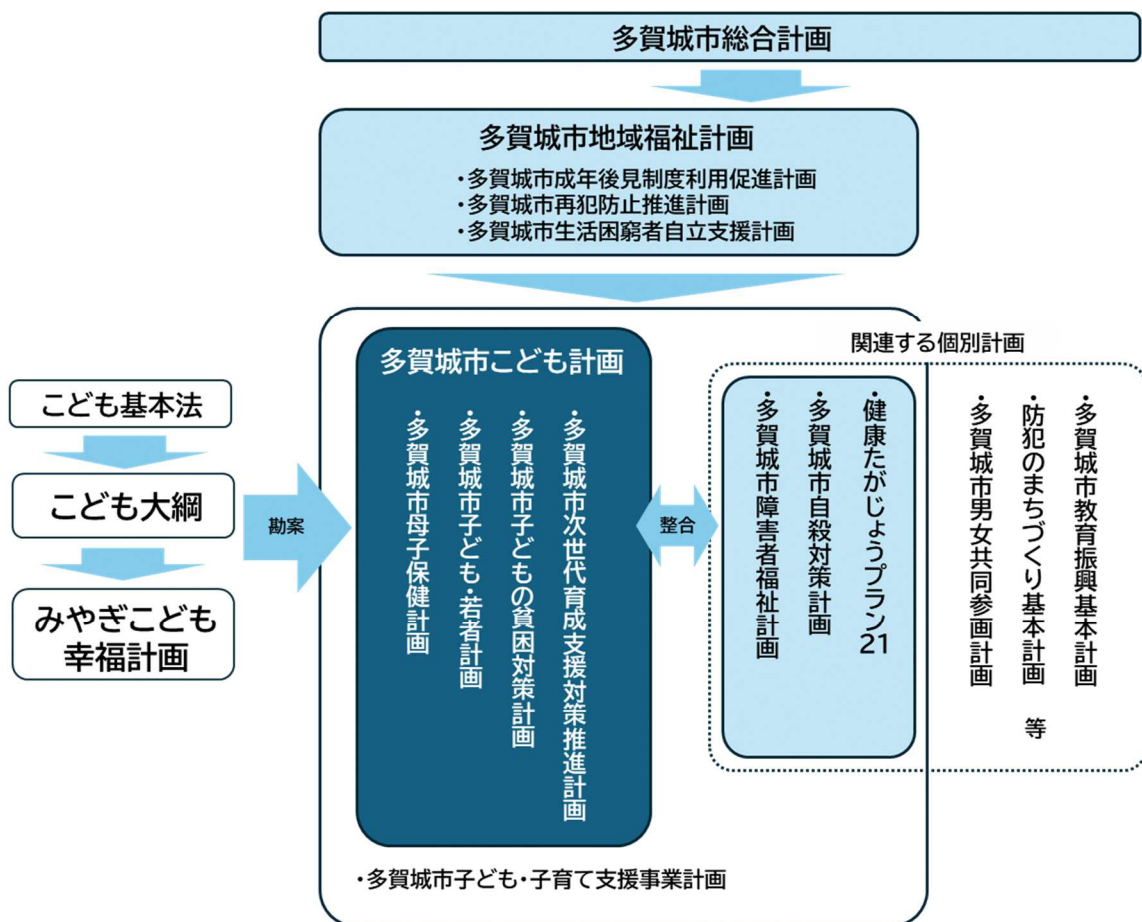
令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象

本計画は、すべての子ども・若者（概ね 39 歳まで）と子育て当事者を対象とします。

(5) 関連計画等との関係

本計画は、関連法令にのっとり、国・県の子ども政策の方向性や市政の最上位計画である「多賀城市総合計画」、福祉施策の共通理念が示される「多賀城市地域福祉計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画等との整合性を図ることとします。



第2章 こども・若者を取り巻く環境

1 関連法令の動向

(1) こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(2) その他の関連法令

①次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正、令和17年3月31日まで延長されました。

【次世代育成支援対策推進法の概要】

(基本理念)

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国・地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備、育児休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

②こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正されました。「基本理念」には、こどもの貧困の解消に向けた対策は「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことなどが明記されました。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の基本理念】

- 1 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
- 5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

③子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援推進法は、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を総合的に推進することを目的として制定・施行されました。

【子ども・若者育成支援推進法における七つの基本理念】

- 1 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと
- 2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること
- 3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること
- 4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと
- 5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む)の整備その他必要な配慮を行うこと
- 6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと
- 7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと

2 国・県のこども政策の方向性

(1) こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

(2) みやぎこども幸福計画

国の動きを踏まえ、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、こども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等を盛り込んだ「みやぎこども幸福計画」が令和7年に策定されました。

計画では、誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できる社会づくりを目指し、ライフステージにわたって切れ目のない支援を強化していくことをうたっています。

【みやぎこども幸福計画の基本理念】

誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できる社会づくりを目指す。

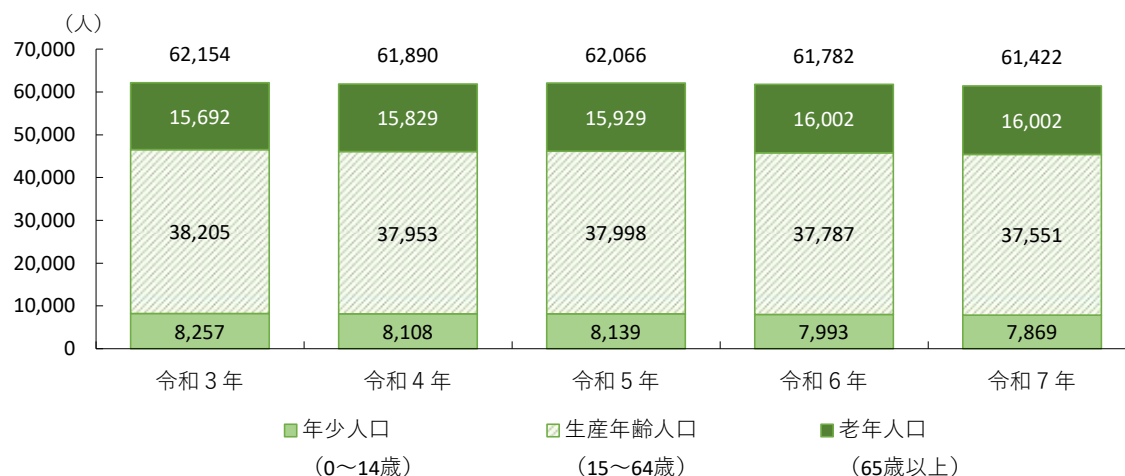
3 多賀城市のこども・若者の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和7年4月1日現在で 61,422 人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は概ね減少傾向にあり、年少人口は令和3年から令和7年の5年間で 732 人減少しています。一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向となっていました、令和7年は横ばいとなっています。

■年齢3区分別人口の推移

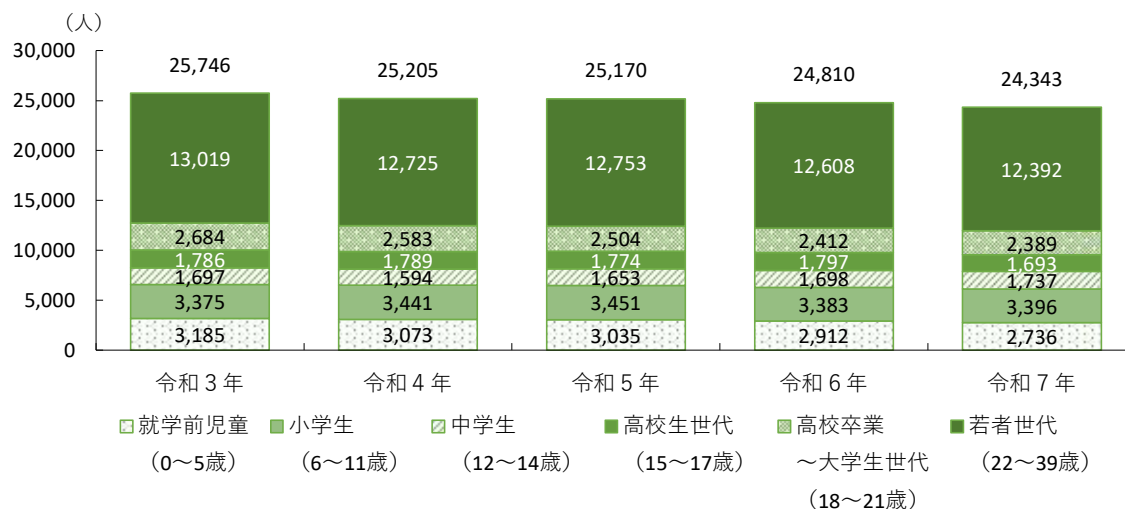


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

こども・若者世代（0～39 歳）の人口は減少傾向にあり、令和3年の 25,746 人から、令和7年には 1,403 人減少し、24,343 人となっています。

ライフステージ別にみると、小学生から高校生世代は増加となる年がみられますが、就学前児童、高校卒業以降の世代は一貫して減少しています。

■ライフステージ別人口の推移



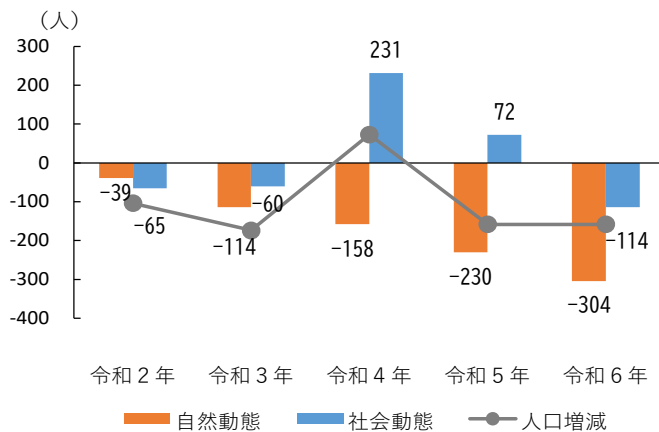
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口動態

本市における人口動態をみると、自然動態（出生－死亡）はすべての年でマイナスとなっており、減少幅も拡大しています。一方で、社会動態（転入－転出）は、令和4～5年にプラスとなっていました、令和6年に減少に転じています。

本市は転入・転出が多い地域であり、人口100人あたりの移動率は、令和6年を除き県内で最も高くなっています。

■自然動態・社会動態の推移



■移動率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口100人あたりの移動率(%)	県内市町村の順位
令和2年	12.89	第1位
令和3年	12.77	第1位
令和4年	12.76	第1位
令和5年	12.28	第1位
令和6年	11.46	第2位

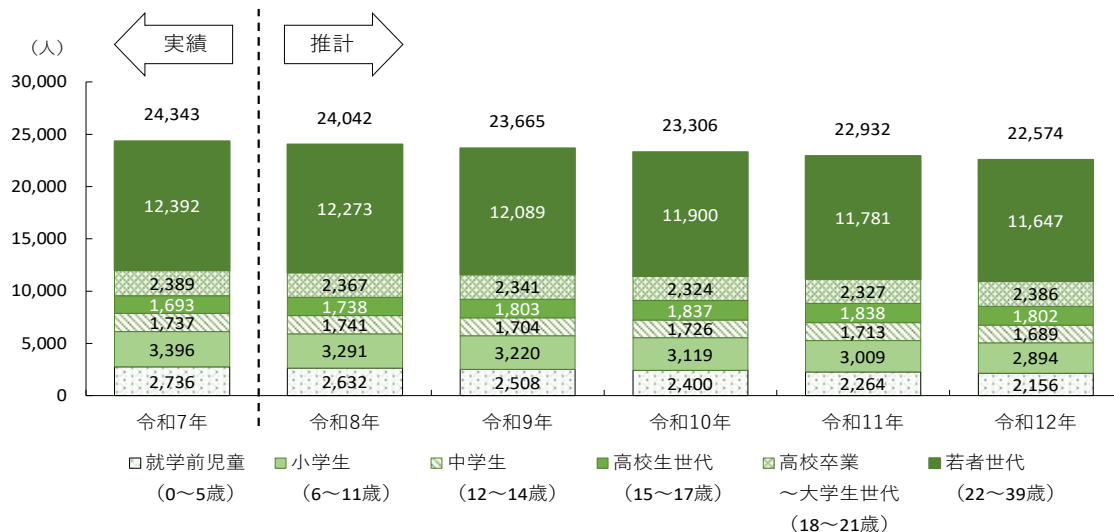
※移動率(%) = {(転入+転出口) / 年末人口} × 100

資料：人口増減 令和5年まではRESAS（人口増減分析）、令和6年は住民基本台帳
移動率 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(3) 計画期間中におけるこども・若者人口の推計

計画期間における、こども・若者人口の推計値をみると、今後も減少傾向が続き、令和7年から令和12年の6年間で1,769人の減少となる見込みとなっています。ライフステージ別にみると、就学前児童、小学生では大きく減少する一方で、高校生世代は令和11年まで増加する見込みとなっています。

■計画期間中におけるこども・若者人口の推移

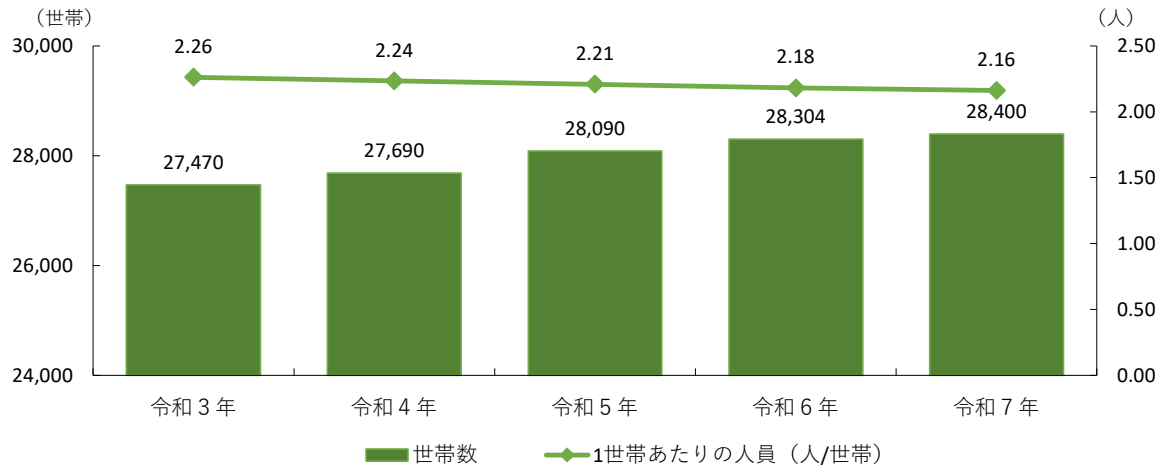


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法にて算出

(4) 世帯の状況

本市の世帯数は、令和7年3月末現在で28,400世帯となっています。令和3年以降、年々増加傾向にあり、令和7年までの5年間で930世帯増加しています。1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族あるいは一人暮らしの増加がうかがえます。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：宮城県住民基本台帳人口及び世帯数

こどもがいる世帯の状況をみると、6歳未満のこどもがいる世帯、18歳未満のこどもがいる世帯ともに減少傾向にあります。

また、核家族世帯割合が増加しており、令和2年にはそれぞれ8割以上が核家族世帯となっています。核家族世帯の割合を県、国と比較すると、県よりは高く、国よりはやや低い割合となっています。

また、平成22年以降、母子世帯、父子世帯の割合が減少傾向にあります。

■6歳未満及び18歳未満のこどもがいる世帯数の推移

	多賀城市						宮城県	全国
	平成22年		平成27年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
6歳未満のこどもがいる世帯数	2,973	—	2,717	—	2,436	—	—	—
うち核家族世帯	2,488	83.7%	2,298	84.6%	2,137	87.7%	82.8%	89.3%
うち母子世帯	99	3.3%	73	2.7%	43	1.8%	2.6%	2.6%
うち父子世帯	1	0.0%	2	0.1%	4	0.2%	0.1%	0.1%
18歳未満のこどもがいる世帯数	6,764	—	6,391	—	5,940	—	—	—
うち核家族世帯	5,372	79.4%	5,164	80.8%	5,015	84.4%	79.5%	86.7%
うち母子世帯	439	6.5%	380	5.9%	291	4.9%	5.3%	5.4%
うち父子世帯	47	0.7%	39	0.6%	37	0.6%	0.5%	0.6%

資料：国勢調査

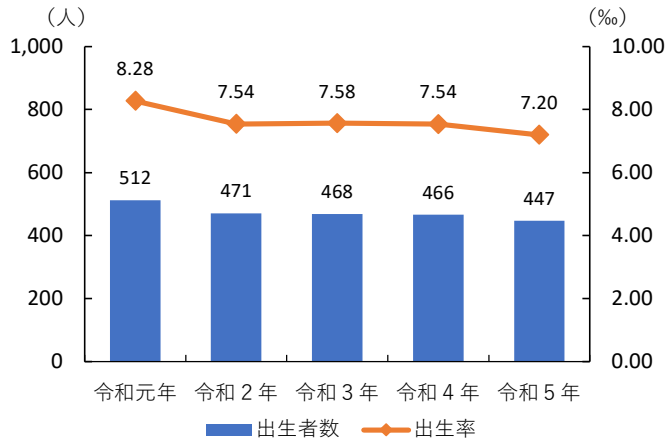
(5) 出生の状況

本市における出生数は減少傾向にあり、令和元年から令和5年の5年間で 65 人の減少となっています。なお、本市の出生率（人口 1,000 人あたりの出生数）は、県内市町村の中では高い順位となっています。

合計特殊出生率は減少傾向にありますが、県内市町村の中では高い順位にあり、県・国と比較しても高くなっています。

15～49 歳女性人口は減少傾向にありますが、県・国と比較してやや高い割合となっています。

■出生数及び出生率（人口 1,000 人あたり出生数）の推移



■出生率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口1000人あたりの出生率 (%)	県内市町村の順位
令和元年	8.28	第1位
令和2年	7.54	第3位
令和3年	7.58	第2位
令和4年	7.54	第1位
令和5年	7.20	第1位

資料：宮城県人口動態統計

■合計特殊出生率の推移及び県内市町村の順位

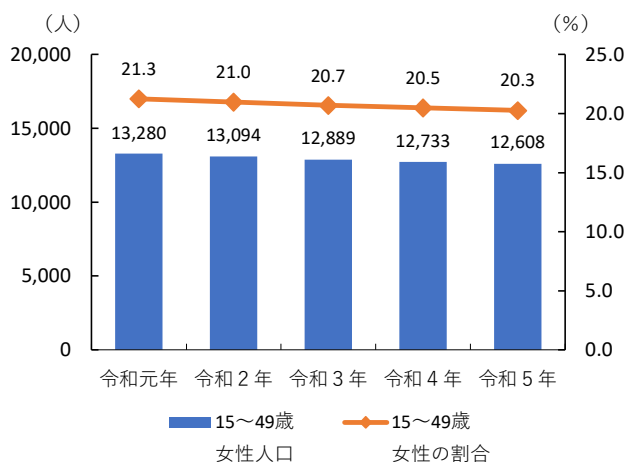
区分	合計特殊出生率 (ベイズ推計値)	県内市町村の順位
平成20年～平成24年	1.52	第4位
平成25年～平成29年	1.57	第3位
平成30年～令和4年	1.44	第3位

■合計特殊出生率の県・国比較

	平成30年～令和4年 合計特殊出生率 (ベイズ推計値)
多賀城市	1.44
宮城県	1.19
全国	1.33

資料：人口動態統計特殊報告

■15～49 歳女性人口及び総人口に占める割合の推移



■15～49 歳女性割合の県・国比較

	令和5年 総人口に占める 15～49歳女性の割合 (%)
多賀城市	20.3
宮城県	19.6
全国	19.3

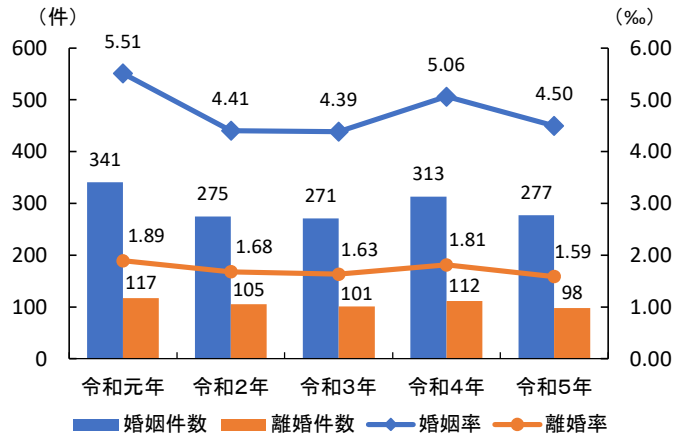
資料：住民基本台帳

(6) 婚姻・離婚の状況

本市における婚姻件数の推移をみると、令和元年の341件から、令和5年には277件まで減少していますが、人口1,000人あたりの婚姻件数（婚姻率）は、県内市町村で高い順位となっています。

離婚件数は減少傾向で推移しており、令和元年の117件から、令和5年には98件となっています。

■婚姻件数・率及び離婚件数・率の推移



■婚姻率の推移及び県内市町村の順位

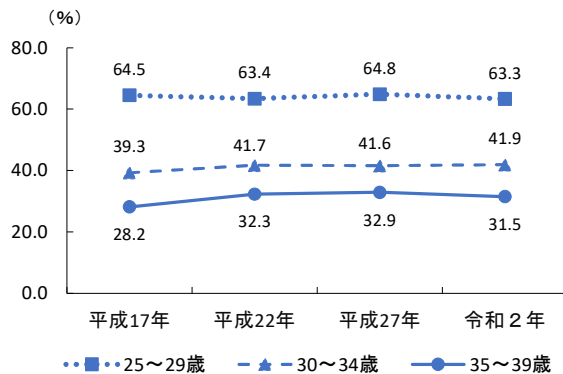
	人口1000人あたりの婚姻率 (%)	県内市町村の順位
令和元年	5.51	第2位
令和2年	4.41	第3位
令和3年	4.39	第3位
令和4年	5.06	第1位
令和5年	4.50	第1位

資料：宮城県人口動態統計

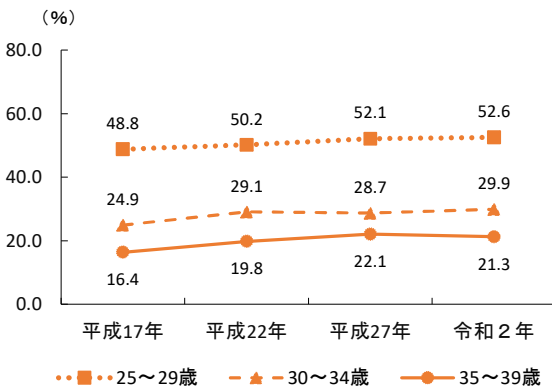
本市における25～39歳の未婚率をみると、男性は概ね横ばいで推移していますが、女性は増加傾向にあります。

一方で、全ての年代で男性の方が女性よりも未婚率が高くなっており、令和2年においては各年代で10ポイント以上の差がみられます。

■男性未婚率の推移



■女性未婚率の推移



資料：国勢調査

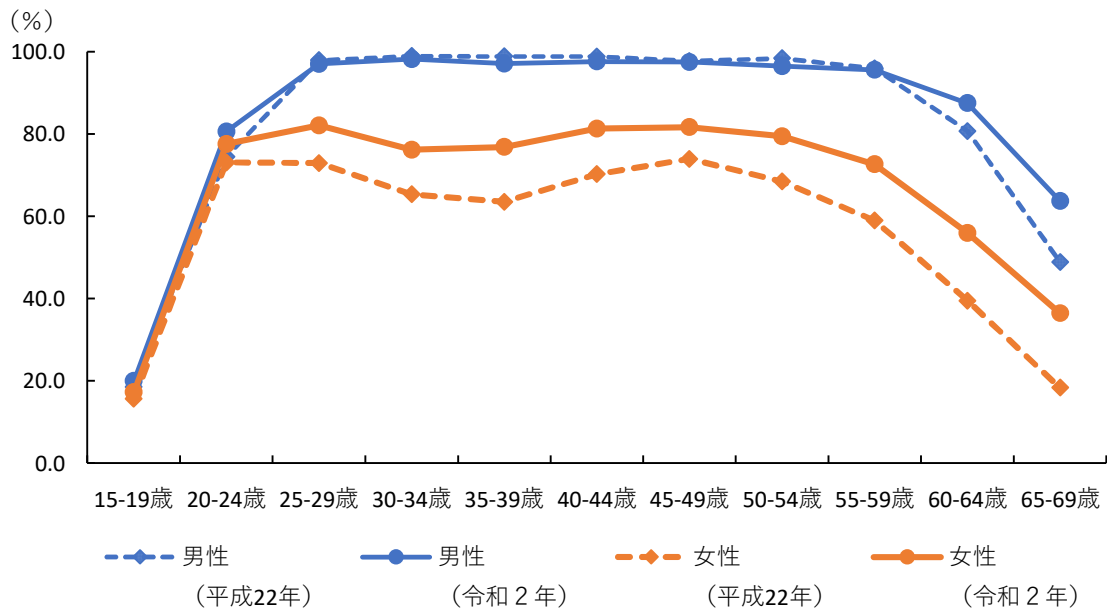
(7) 就労の状況

平成 22 年から令和 2 年における労働力率（人口に対する労働力人口の割合）の変化をみると、男女ともに 60 歳以上で増加しています。

女性についてみると、25 歳以上の全年齢で労働力率が増加しており、女性の社会進出が進んでいる状況が見られます。また、令和 2 年においても、20 歳代後半から 40 歳代後半にかけて落ち込む、いわゆる M 字カーブがみられますが、平成 22 年と比較すると改善している状況が見られます。

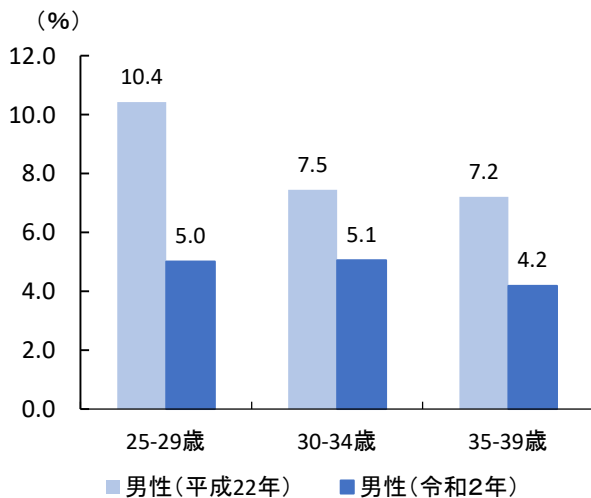
平成 22 年から令和 2 年における 25～39 歳の完全失業率の変化をみると、男女ともに減少となっています。

■性別・年齢別労働力率の状況

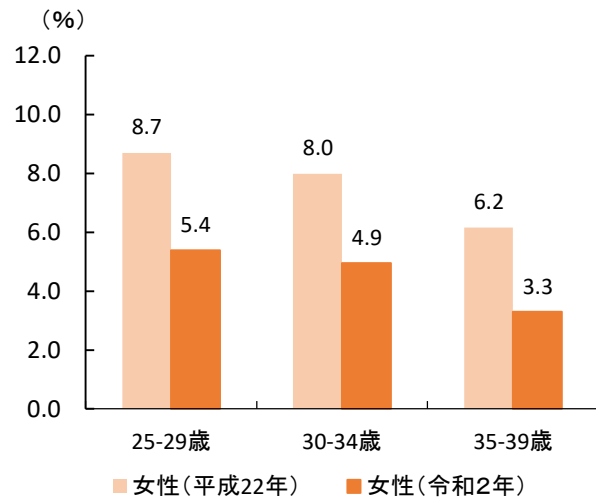


資料：国勢調査

■男性の年齢別完全失業率の状況



■女性の年齢別完全失業率の状況

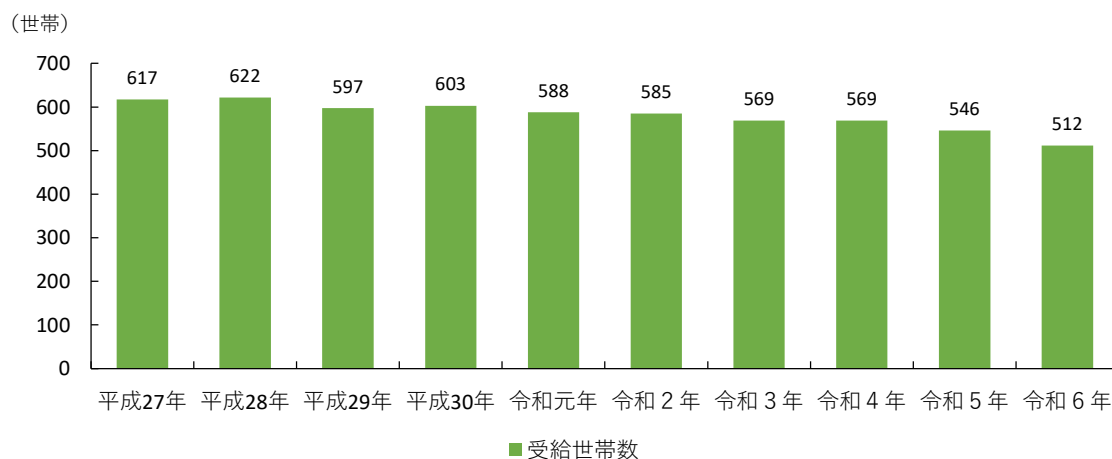


資料：国勢調査

(8) 児童扶養手当受給世帯の状況

父母の離婚や死別などにより、ひとり親家庭等で子どもを養育している方に支給される児童扶養手当受給世帯数は概ね減少傾向にあり、平成 27 年の 617 世帯から、令和 6 年には 512 世帯となっています。

■児童扶養手当受給世帯の状況



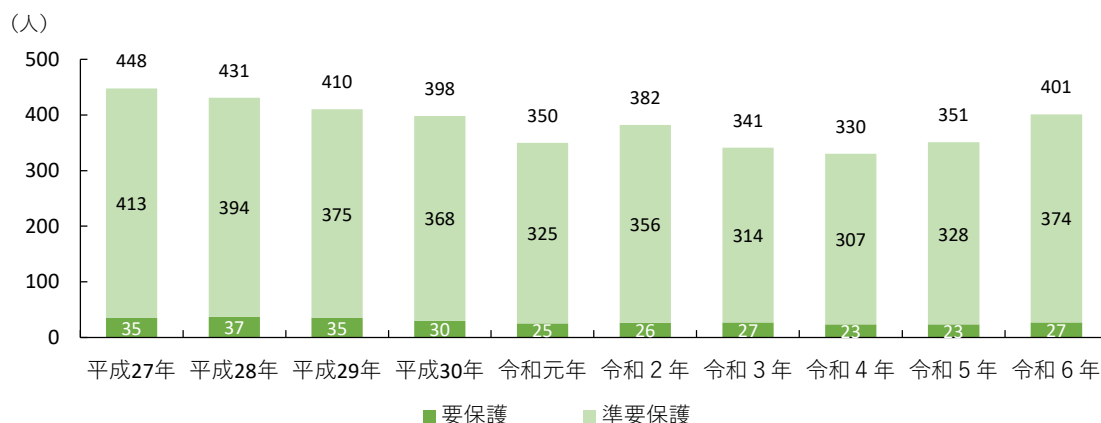
資料：子ども政策課（各年4月1日現在）

(9) 就学支援の状況

本市の就学援助認定世帯数（要保護世帯及び準要保護世帯数）の推移をみると、平成 27 年以降、令和 2 年を除いて減少傾向で推移していたものの、令和 5 年以降は増加傾向で推移しています。

内訳をみると、準要保護世帯の変化が大きくなっています。要保護世帯、準保護世帯ともに令和 4 年まで減少傾向にありましたが、令和 5 年以降は増加傾向に転じています。

■就学援助認定世帯数の状況



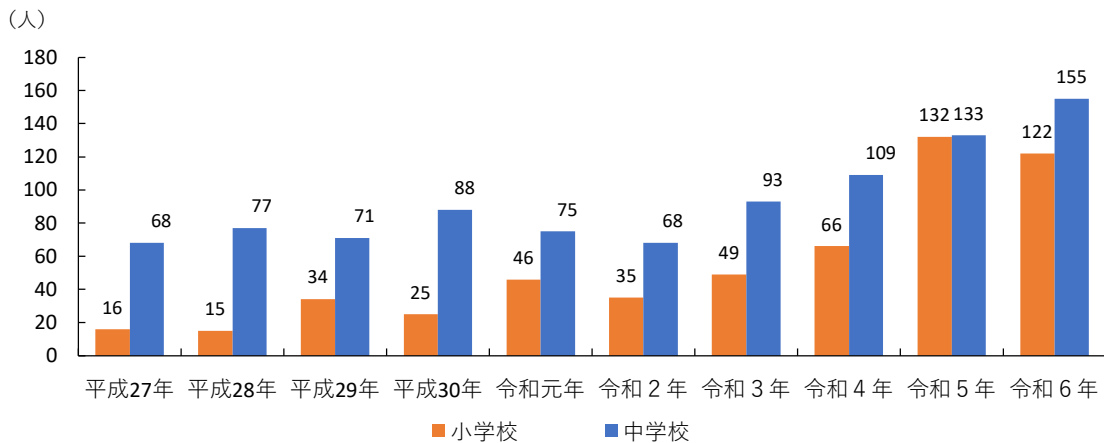
資料：教育総務課（各年3月31日現在）

(10) 学校での困難を抱えるこども

不登校の児童・生徒数は、令和2年までは増減を繰り返して推移していましたが、令和3年以降は概ね増加傾向で推移しており、令和6年には小学校では122人、中学校では155人となっています。

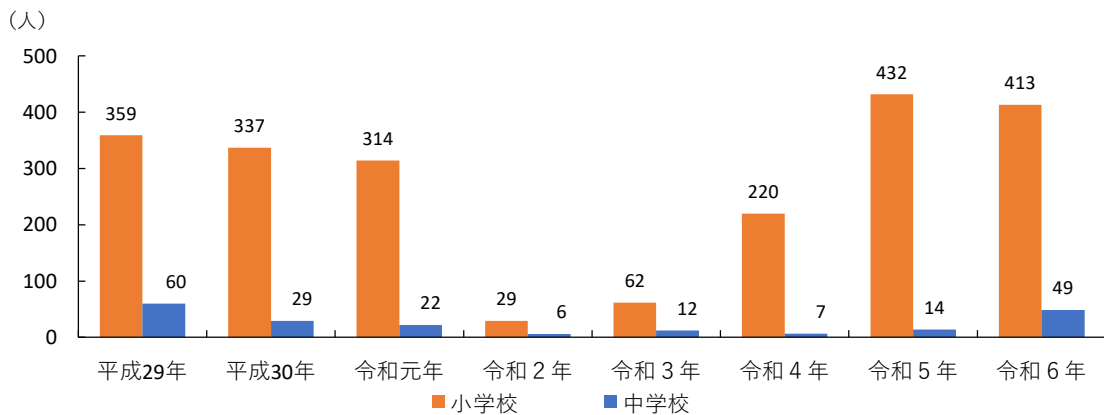
いじめ認知件数は、令和元年まで減少傾向で推移し、令和2～3年には新型コロナウイルスの影響で大きく減少しましたが、令和4年以降は増加に転じ、令和6年には小学校で413人、中学校で49人と、令和元年から増加しています。

■不登校の児童・生徒数の推移



資料：文科省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■いじめ認知件数の推移



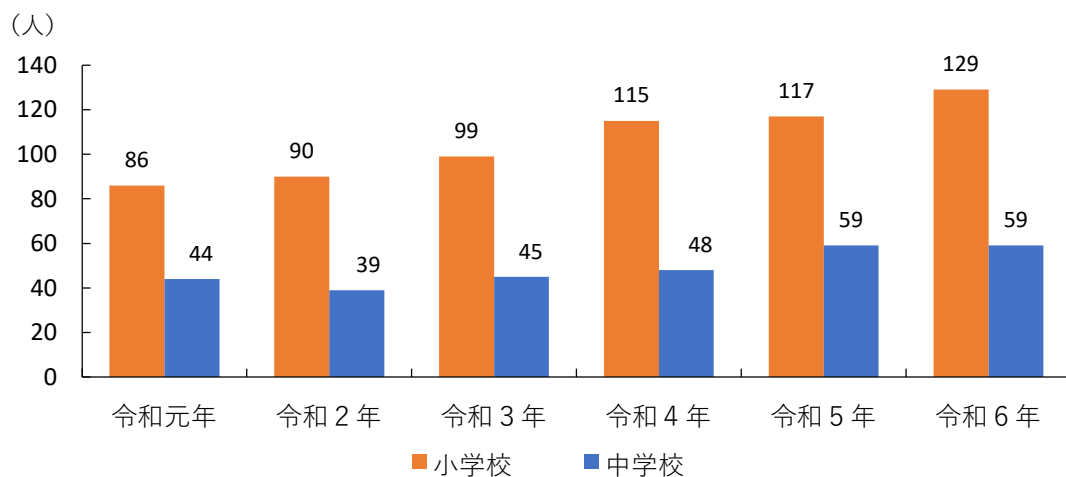
資料：文科省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(11) 特別支援学級在籍数

特別支援学級在籍の児童・生徒数は、小学校においては令和元年以降、増加傾向で推移しており、令和6年には129人となっています。

中学校においては、令和2年以降、概ね増加傾向となっており、令和6年には59人となっています。

■特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査により報告する児童生徒数（各年5月1日現在）

第3章 こども・若者、子育て当事者等の意見聴取

1 意見聴取の概要

(1) こども・若者及び保護者に対するアンケート調査

こども計画に包含される「次世代育成支援」「こどもの貧困対策」「こども・若者支援」策定にかかる施策検討の参考資料とするため、18～39歳のこども・若者の現状や将来の希望、子育て当事者の悩みや子育て支援ニーズ、経済状況別の子ども・家庭の生活実態を把握するためのアンケート調査を実施した。

■調査対象及び回収状況

調査名	調査対象	配付数	回収数			有効回収率
				紙	Web	
こども・若者調査	18歳～39歳の方	3,000票	709票	234票	475票	23.6%
保護者調査	就学前児童、 小学1～4年生の保護者	3,802票	1,634票	347票	1,287票	43.0%
子どもの生活 実態調査	小学5年生児童、中学2年生生徒 16～17歳の方及び上記の保護者	1,703票	1,078票	1,078票	—	63.3%

(2) 関係団体等アンケート調査

※今後、実施予定

(3) こども・若者ワークショップ

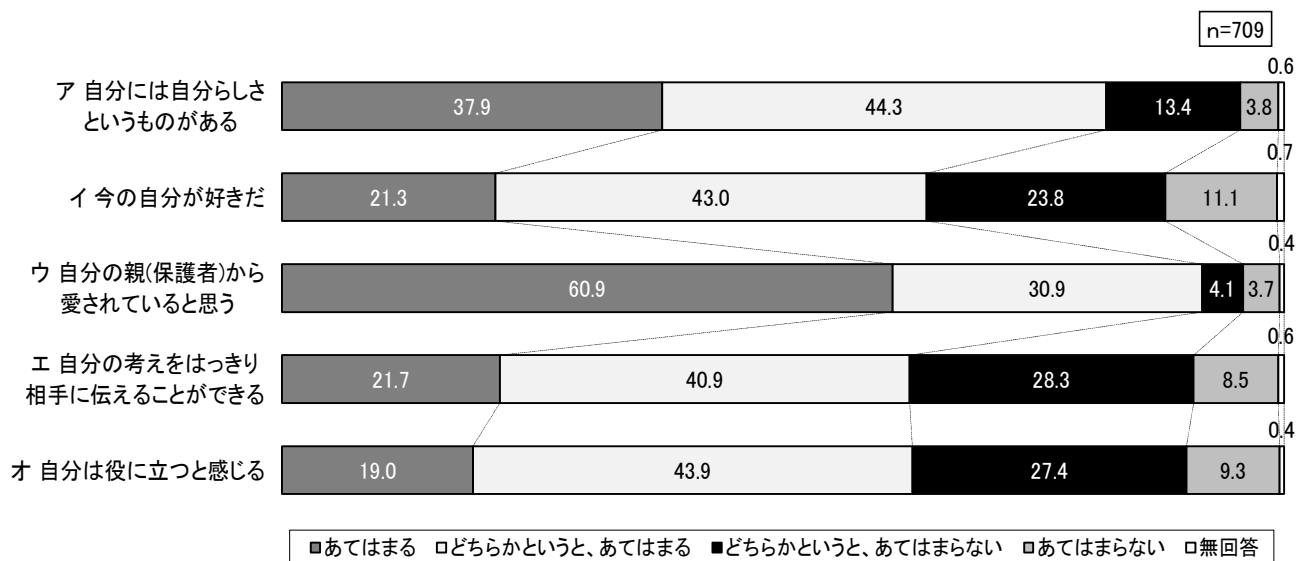
※今後、実施予定

2 こども・若者調査の結果概要

(1) 自分自身について

『あてはまる』（「あてはまる」＋「どちらかという、あてはまる」）をみると、「自分の親(保護者)から愛されていると思う」、「自分には自分らしさというものがある」で割合が高く、「今の自分が好きだ」、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」、「自分は役に立つと感じる」では、3割半ばから4割弱の人が『あてはまらない』（「あてはまらない」＋「どちらかという、あてはまらない」）と回答しています。

■自分自身について

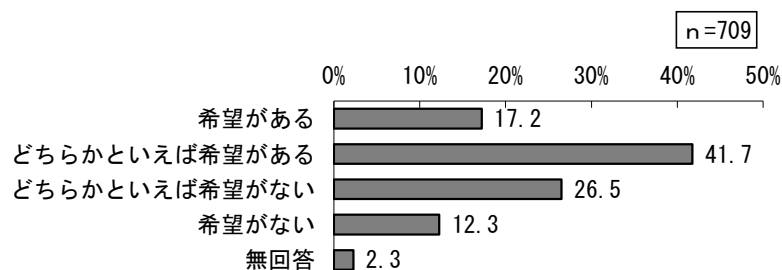


(2) 将来の希望について

『希望がある』（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）は 59.0%となっています。

人生設計について考えたことの有無別に『希望がある』をみると、考えたことの『ある』方が、『希望がある』が高くなっています。

■将来に明るい希望をもっているか

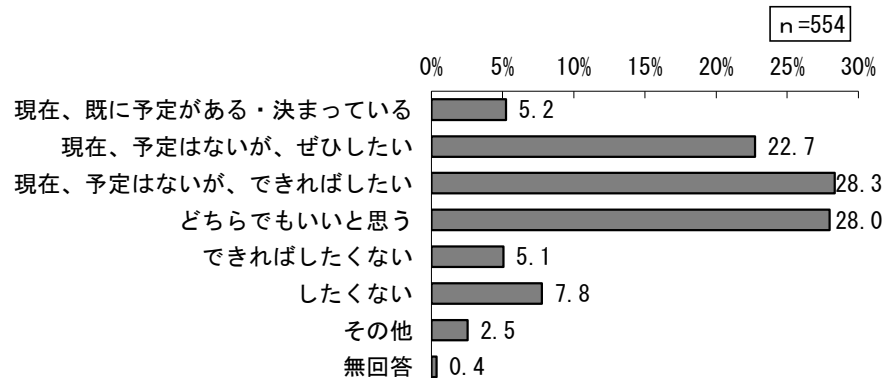


(3) 結婚について

現在結婚していない人の今後の結婚意向について、『結婚したい』（「現在、予定はないが、できればしたい」＋「現在、予定はないが、ぜひしたい」）は51.1%、「既に予定がある・決まっている」の5.2%を合わせると、56.3%の人が結婚意向を示しています。

一方、「どちらでもいいと思う」が28.0%のほか、「できればしたくない」5.1%、「したくない」7.8%と、結婚にこだわらない、もしくは否定的な人も合わせて約4割となっています。

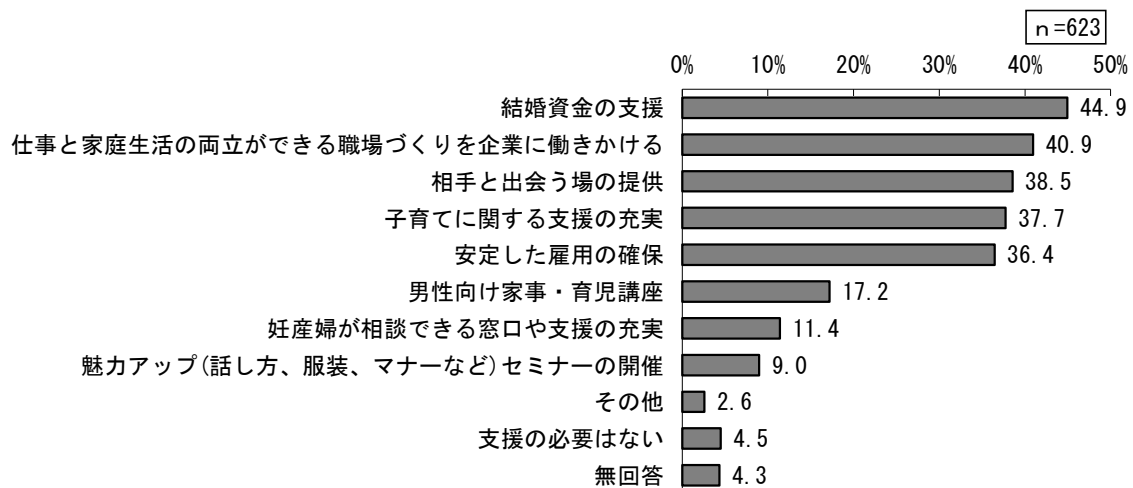
■今後、結婚したいと思うか（現在結婚していない人）



結婚を希望する人に対して力を入れるべき支援について、「結婚資金の支援」が44.9%と最も高くなっています。次いで「仕事と家庭生活の両立ができる職場づくりを企業に働きかける」が40.9%、「相手と出会う場の提供」が38.5%となっています。

配偶者やパートナーの有無別にみると、『配偶者やパートナー、恋人はいない』では「相手と出会う場の提供」が最も高くなっています。

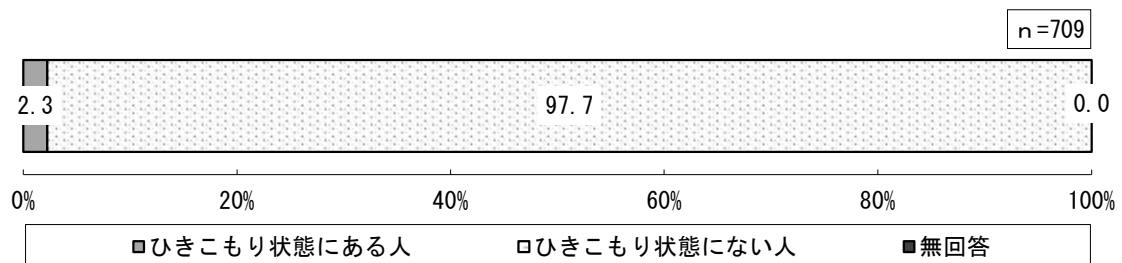
■結婚を希望する人に対して力を入れるべき支援



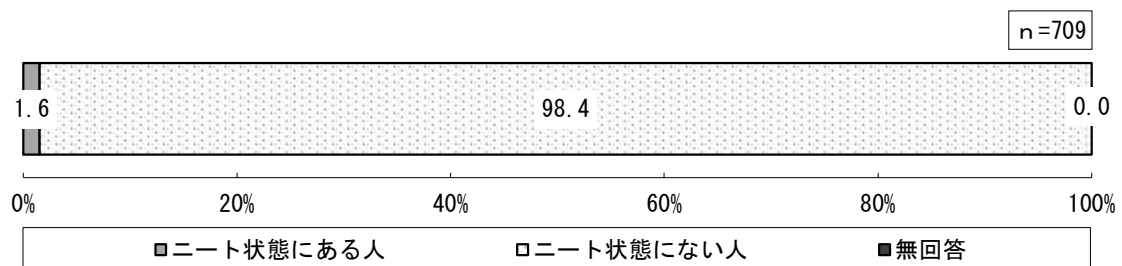
(4) ひきこもり・ニートについて

調査結果を用いて、ひきこもり状態・ニート状態にある人を算出したところ、本市におけるひきこもり状態にある人は2.3%、ニート状態にある人は1.6%となっています。

■ひきこもり状態にある人の割合



■ニート状態にある人の割合



※本調査においては、ひきこもり状態にある人、ニート状態にある人を以下のように定義しています。

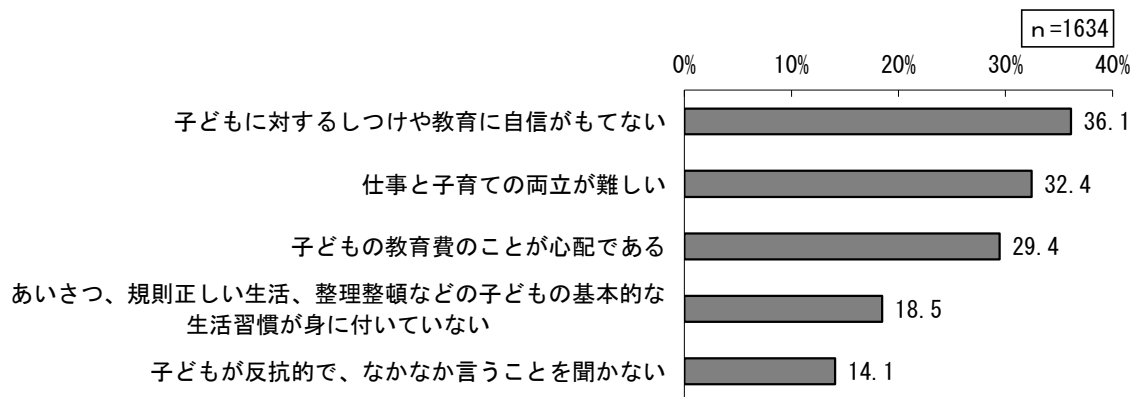
- ・ひきこもり状態にある人：ほとんど外出しない状況が半年以上続き、その理由が妊娠・出産や仕事、身体的病気や統合失調症以外の人
- ・ニート状態にある人：就労や求職活動、在学、通学をしていない方のうち、結婚しておらず家事もしていない人

3 保護者調査

(1) 子育ての悩みについて

子育てについて悩んでいることについて、「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」が36.1%と最も高くなっています。次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が32.4%、「子どもの教育費のことが心配である」が29.4%となっています。

■子育ての悩み（上位5項目）

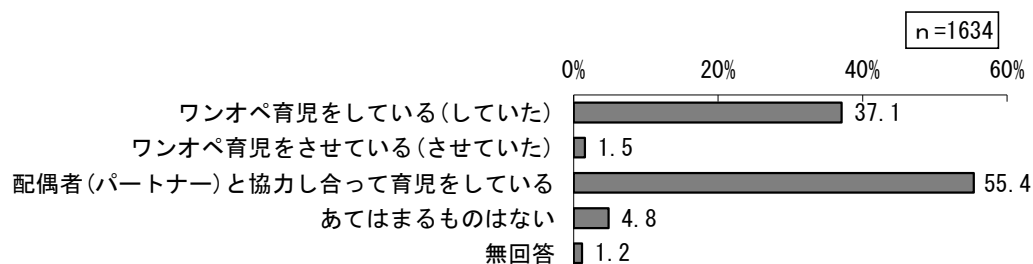


(2) ワンオペ育児について

「配偶者(パートナー)と協力し合って育児をしている」が55.4%、「ワンオペ育児をしている(していた)」が37.1%となっています。

婚姻状況別に「ワンオペ育児をしている(していた)」をみると、『離婚』『未婚』では7～8割、『結婚している』では34.7%となっています。

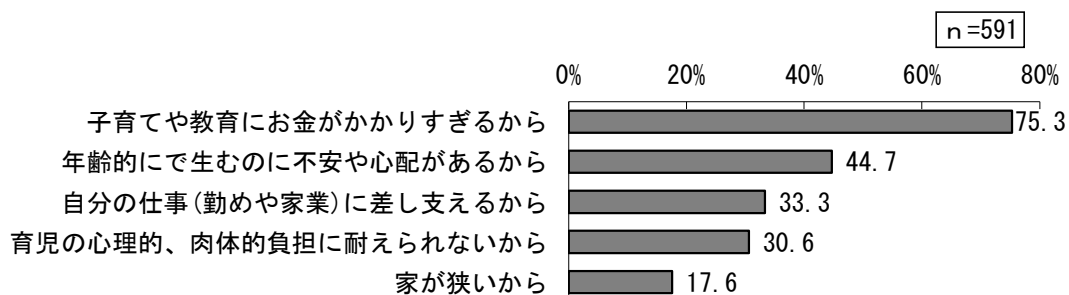
■ワンオペ育児の状況



(3) こどもの数について

持つ予定のこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由をうかがったところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が75.3%と最も高く、次いで「年齢的に生むのに不安や心配があるから」が44.7%、「自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから」が33.3%となっています。

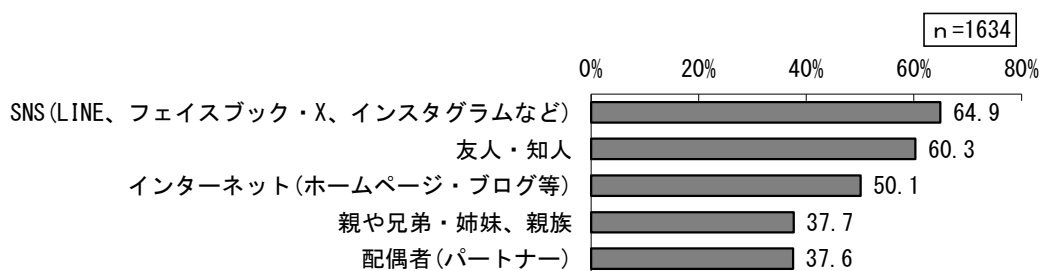
■持つ予定のこどもの数が理想の数より少ない理由（上位5項目）



（４）子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先について、「SNS (LINE、フェイスブック・X、インスタグラムなど)」が 64.9%と最も高く、次いで「友人・知人」が 60.3%、「インターネット(ホームページ・ブログ等)」が 50.1%となっています。

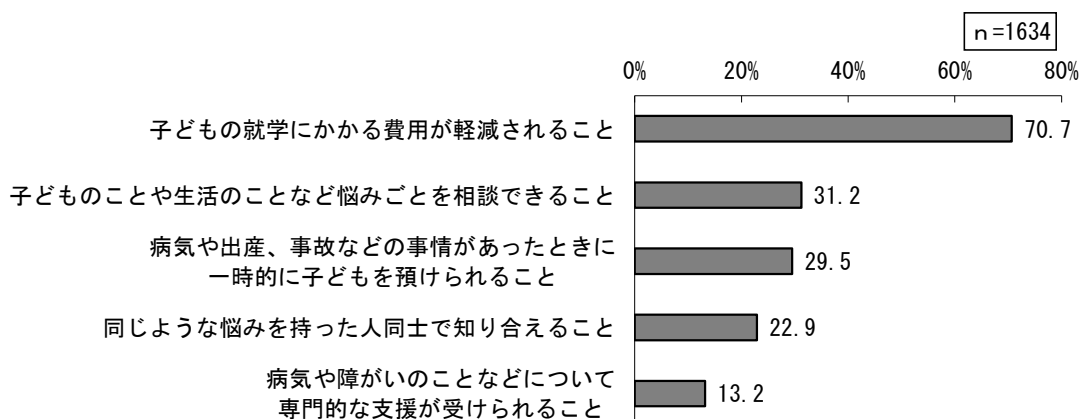
■子育てに関する情報の入手先（上位5項目）



（５）必要な支援について

現在必要としていること、重要だと思う支援について、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が 70.7%と最も高くなっています。次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 31.2%、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」が 29.5%となっています。

■現在必要としていること、重要だと思う支援（上位5項目）

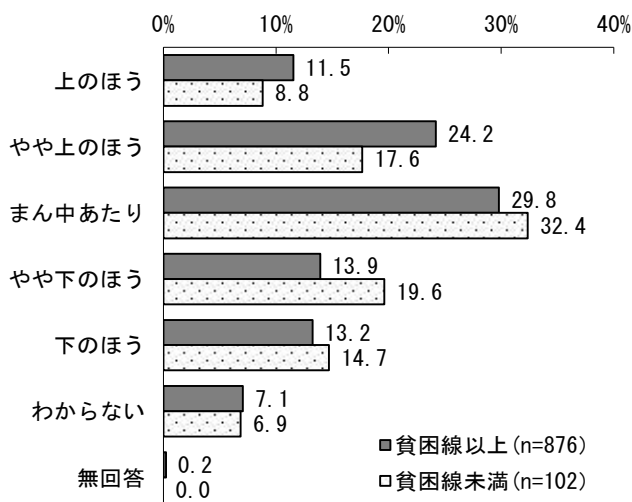


4 子どもの生活実態調査

(1) 成績について（本人）

クラスの中での成績について、貧困線未満の世帯のこどもでは、貧困線以上の世帯のこどもに比べ、「下のほう」、「やや下のほう」が高く、「上のほう」や「やや上のほう」が低くなっています。

■クラスの中での成績について



※本調査において、貧困線を「生活に必要なものを購入できる最低限の世帯収入を表す指標」と定義しています。本市の貧困線は、下記のとおり設定しています。

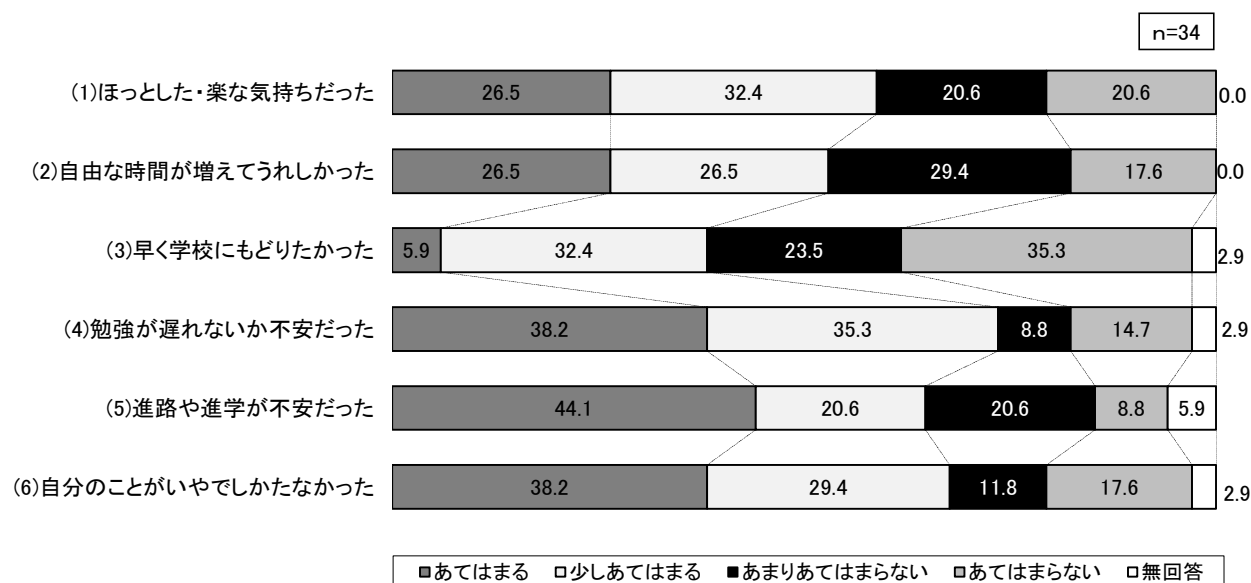
- ・ 1人世帯 163万円
- ・ 2人世帯 230万円
- ・ 3人世帯 281万円
- ・ 4人世帯 325万円
- ・ 5人世帯 363万円

(2) 不登校について（本人）

半年以上学校に行かなかった経験があるこどもに、休んでいる間の気持ちをうかがったところ、『あてはまる』の割合が高い項目は、「勉強が遅れないか不安だった」、「自分のことがいやでしかたなかった」、「進路や進学が不安だった」などとなっています。

一方で、『あてはまらない』では、「早く学校にもどりたかった」の割合が高くなっています。

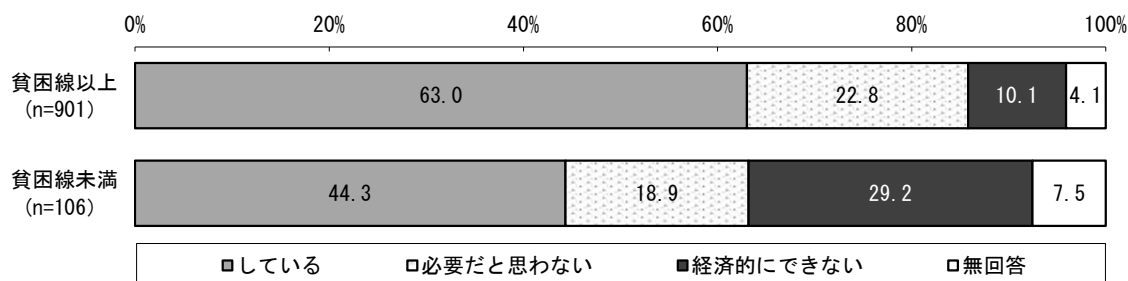
■クラスの中での成績について



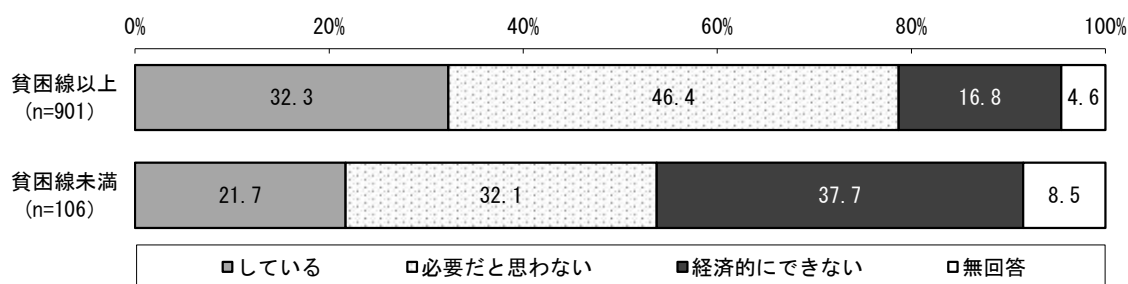
(3) 家庭でしていることについて（保護者）

家庭でこどもにしていることについて、貧困線別にみると、貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯に比べ、「学習塾に通わせる」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」「1年に1回くらい家族旅行に行く」において、「している」の割合が低く、「経済的にできない」が高くなっています。

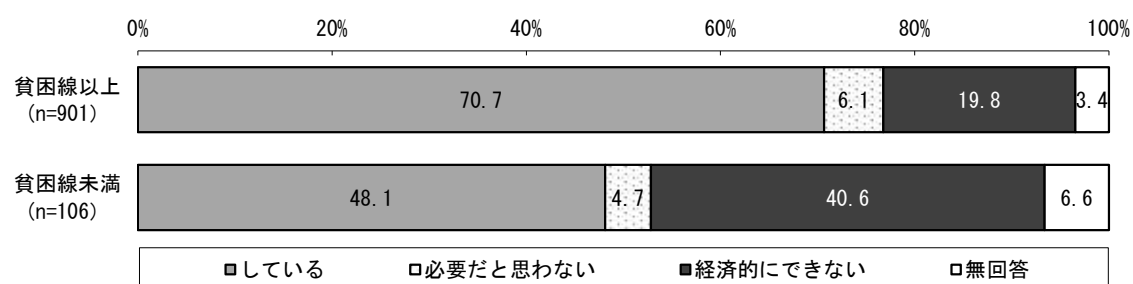
■習い事(音楽・スポーツ・習字等)に通わせる



■学習塾に通わせる

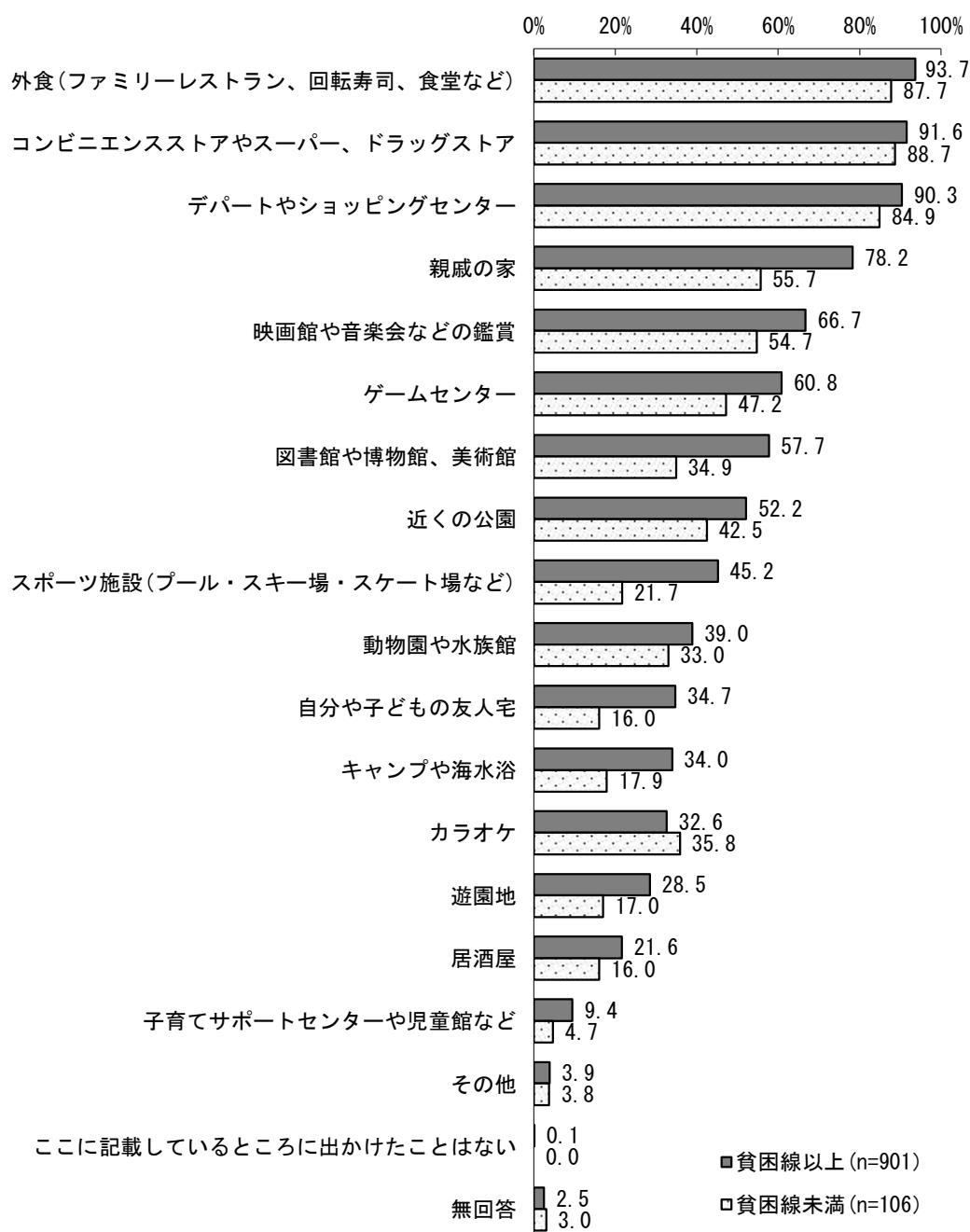


■1年に1回くらい家族旅行に行く



(4) こどもと出かけたことがある場所について（保護者）

過去1年間にこどもと出かけたことがある場所について、貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯に比べ、出かけたことがある割合が低い場所が多く、特に「図書館や博物館、美術館」、「スポーツ施設」、「キャンプや海水浴」で低くなっています。



5 関係団体等アンケート調査

※今後、実施予定

6 こども・若者ワークショップ

※今後、実施予定

第4章 課題の整理（現時点での整理）

（１）地域ぐるみで心身の健やかな成長と自立への支援

- 「こども基本法」では、全てのこどもに対し、年齢や発達段階に応じて「多様な社会的活動に参画する機会」が確保されることが基本理念の一つとして掲げられています。
- 保護者調査において、こどもにとって利用したい支援について、「保護者がいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」や「仲間と出会い、一緒に自然体験や集団遊びなどいろいろな活動ができるところ」の割合が高くなっています。
- 若者の悩みごととして「お金のこと」「仕事のこと」が上位に挙がっており、自立に向けた経済基盤の不安定さが課題といえます。
- 自分の将来について希望を持っている人は約６割にとどまっている。自分の将来について考えたことがある人ほど、希望を持っている人の割合が高く、ライフプランの形成に向けた支援が重要です。

【求められる施策】

- 
- ・年齢や発達段階に応じた多様な体験・交流機会の充実
 - ・地域と連携した特色ある教育の推進
 - ・若者の経済的自立への支援と就労環境の整備促進
 - ・ライフプラン形成に向けた支援の充実

（２）困難を抱えるこども・若者への支援

- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」により、経済的理由でこどもが多様な体験機会を失い、社会から孤立することのないよう、地域を含めた総合的な対策が求められているほか、「子ども・若者育成支援推進法」では、令和６年６月の改正により、「ヤングケアラー」を支援の対象として対応を強化することが明記されました。
- 「子どもの生活実態調査」によると、貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯と比べて、経済的理由により「習い事」や「学習塾」、「１年に１回程度の家族旅行」ができない割合が高いほか、「図書館や博物館、美術館」「スポーツ施設」「キャンプや海水浴」などへの外出経験が少ない傾向がみられます。
- 小中学校における不登校児童・生徒数が増加しており、多様な学習機会の確保と地域の中で安心して過ごせる場所を確保する必要があります。
- 就労していない若者の約９割が「就労したい」と考えているものの、そのうち３割半ばが「就職できない」状況にあり、その理由として「これまでうまくいかず、自信がなく勇気が出ない」の割合が最も高くなっており、寄り添ったサポートが必要です。

【求められる施策】

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず体験機会の確保と学習支援
- ・ 不登校、ひきこもり、ヤングケアラーの実態把握と必要な支援へのつなぎ
- ・ 地域における「第三の居場所」づくり
- ・ 多職種の連携による包括的な就労支援

（３）こども・若者の権利擁護と意見表明の機会の確保

○「こども基本法」の基本理念として、全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、そして差別のない取扱いを受けることが掲げられているほか、こどもが年齢や発達段階に応じて意見を表明する機会が確保され、こどもの「最善の利益」が優先して考慮される社会の実現が法的義務となっています。

○いじめの認知件数がコロナ禍以前の水準以上に増加しており、こどもの人権が侵害されるリスクが高まっています。

○こども・若者調査において、「自分の考えをはっきり伝えることができる」と回答した人は６割程度にとどまっており、特に支援が必要な層ほど意見表明が困難な状況がみられます。

【求められる施策】

- ・ こども・若者の権利に対する理解促進
- ・ こども・若者の意見表明機会の確保と意見の尊重
- ・ 関係機関との連携によるいじめ、児童虐待防止対策の推進

（４）希望する結婚、出産の実現に向けた支援の充実

○国勢調査によると、39歳までの未婚率は男性が約３割、女性が約２割に達しており、いずれも上昇傾向にあります。

○こども・若者調査では、結婚していない人の約５割で結婚の意向がみられます。希望する結婚の実現に必要な支援として「結婚資金の支援」が上位に挙げられていますが、パートナーがいない層では「相手と出会う場の提供」を求める声が高くなっています。

○理想の数のこどもを持てない最大の理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」であり、特に「子どもの就学にかかる費用の軽減」へのニーズが非常に高くなっています。

【求められる施策】

- ・ 結婚・出産、教育等にかかる経済的負担の軽減
- ・ 出会う場の創出

(5) 安心して子育てできるための支援の充実

- こどものいる世帯の8割以上、特に6歳未満のこどもがいる世帯では約9割が核家族世帯であり、祖父母からの支援やアドバイス等が受けにくい状況にあります。
- 35～39歳の女性の労働力率が大きく増加しており、仕事と育児を両立させるための支援ニーズが高まっています。
- 保護者の4割弱が「ワンオペ育児」を経験しており、特に離婚・未婚世帯では7～8割、結婚している世帯でも3割半ばにのぼり、負担の偏りが課題となっています。
- 子育ての悩みの上位に「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」が挙げられ、こどもの年齢が上がるにつれ「あいさつ、規則正しい生活、整理整頓などの子どもの基本的な生活習慣が身に付いていない」「子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない」の割合が高くなる傾向があり、家庭教育に対する支援が求められています。
- 子育て情報の入手先はSNSやインターネットが主流となっており、デジタルツールを活用した適切な情報発信が求められています。



【求められる施策】

- ・ 地域で子育て家庭を支える相談支援体制の強化
- ・ 仕事と子育ての両立支援の推進
- ・ 子育て家庭の孤立の防止
- ・ 家庭教育支援の充実
- ・ 子育て情報の効果的な発信

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子化の進行や家族形態の変化、地域とのつながりの希薄化などにより、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、経済的困難や不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、多様な課題を抱えるこども・若者への支援や、こどもの権利の尊重、意見表明の機会の確保が求められています。

このような中であっても、すべてのこども・若者が、生まれ育った環境や家庭の状況、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりの人格と権利が尊重され、心身ともに健やかに成長していくことが重要です。また、多様な人とのつながりやさまざまな体験を通じて、自らの可能性を発見し、将来に向かってそれを広げ、夢と希望を持ちながら、自分らしい人生を歩んでいくことができる社会の実現が求められます。

また、こども・若者の健やかな成長には、子育ての第一義的責任を有する保護者への支援も求められます。多様な家族形態や個別ニーズに最大限配慮し、社会全体で子育て当事者を支援・応援していくことが求められます。

これらを踏まえ、本市では、「こどもまんなか」の視点のもと、保護者の子育てを支援するとともに、こども・若者の最善の利益を第一に考え、家庭、地域、学校、事業者、関係機関及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、こども・若者の育ちと自立を社会全体で支えていくことを目指し、本計画の基本理念を下記のとおり定めます。

**すべての子育て当事者が安心してこどもを生み育て、
すべてのこども・若者が夢をもって自らの可能性を広げていくまち**

2 基本的な視点

本計画を推進するにあたって共通する基本的な視点は以下のとおりとします。

視点1 すべての子ども・若者の権利擁護の視点

子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた取組みを推進します。

視点2 すべての子育て当事者への応援の視点

すべての子育て当事者が希望を持って子育てに関わることができるよう、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、子育てに関する個別のニーズや子どもの成長に応じた支援に関する施策を推進していきます。

視点3 地域全体で子ども・子育てを応援する視点

多様な主体が連携しながら、子ども・若者の各ライフステージにおける特徴や課題に応じ、誕生前から子育て期にわたって切れ目なく、包括的に支援します。

視点4 個人の価値観を尊重する視点

結婚や出産、子育てには、人それぞれの価値観があることから、それらを尊重し、一人一人の希望が実現するよう最大限配慮しながら、施策を推進していきます。

視点5 子どもや若者、子育て当事者とともに社会をつくる視点

計画の対象者である子ども・若者や子育て当事者の意見を聞き、それらを尊重するとともに、市の子ども・若者施策に反映させていきます。

第2部

計画で推進する施策と内容

1 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
すべての子ども・若者が安心してこどもを生み育て、 すべての子ども・若者が夢をもって自らの可能性を広げていくまち	基本目標1 こども・若者の健やかな成長と自立を支える	1-1 こども・若者の心身の健康づくり 1-2 特色ある教育の推進 1-3 多様な体験・交流機会の充実 1-4 若者のライフプラン形成と経済的自立の充実 1-5 発達支援・障害のあるこども・若者の支援の充実
	基本目標2 困難を抱えるこども・若者とその家族を支える	2-1 こどもの貧困対策の推進 2-2 不登校・ひきこもり・ヤングケアラー等への支援 2-3 こども・若者の自殺対策の推進
	基本目標3 こども・若者の権利と安全・安心を守る	3-1 こども・若者の権利に対する理解促 3-2 いじめ防止対策の推進 3-3 児童虐待防止対策の推進 3-4 防災・防犯・交通安全対策の推進
	基本目標4 希望する結婚・出産の実現と安心して子育てができる環境をつくる	4-1 希望する結婚・出産の実現の支援 4-2 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援 4-3 地域ぐるみの子育て支援、家庭教育支援の充実 4-4 ワーク・ライフ・バランスの実現の促進 4-5 ひとり親家庭への支援の充実 4-6 安全・安心な子育て環境の整備と子育て情報の効果的な発信

基本目標 1 こども・若者の健やかな成長と自立を支える

1-1 こども・若者の心身の健康づくり

【現状と課題】

【施策が目指す姿】

【成果指標】

指標	単位	基準値	目標値

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

※今後、検討

第3部

資料編

※今後、検討